



資料編

1 中間のまとめに係るパブリックコメント（意見公募）

（1）実施概要

	内容
意見募集期間	令和6年12月5日（木）～12月26日（木）
意見を提出できる方	○区内に住所を有する方 ○区内の事務所又は事業所に勤務する方 ○区内の学校に在学する方 ○区内に事務所又は事業所を有する方 （法人その他の団体を含む） ○台東区次世代育成支援計画（第三期）に利害関係を有する方 （法人その他の団体を含む）
意見の募集方法	○区公式ホームページの意見提出フォーム ○意見提出用紙を各窓口を持参 ○意見提出用紙をFAX又は郵送で子育て・若者支援課に提出
受付数	23人、39件

（2）受付方法別件数

提出方法	人数	件数
書面の郵送	0人	0件
書面の持参（施設回収）	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
区公式ホームページの意見提出フォーム	23人	39件
合計	23人	39件

(3) 施策別件数

「基本目標1 子供の権利を保障し、ありたい未来を支援する」に関する意見… 2件

(内訳)

- 子供の権利保障と意識の醸成について … 1件
- いじめ防止と不登校の子供への支援について… 1件

「基本目標2 安心して子供を産み育てられるよう、切れ目なく支援する」に関する意見… 5件

(内訳)

- 包括的な相談支援体制と情報提供の充実について… 1件
- 妊娠・出産に対する支援について … 1件
- 母子保健の推進について … 1件
- 小児医療の確保について … 1件
- 経済的負担の軽減について … 1件

「基本目標3 教育・保育環境を整備する」に関する意見… 7件

(内訳)

- 多様な保育サービスの展開について … 4件
- 教育・保育サービスの質の向上について… 3件

「基本目標4 子供・若者のすこやかな成長を支援する」に関する意見… 18件

(内訳)

- 安心して過ごせる居場所づくりについて … 11件
- 学ぶ環境の整備について … 4件
- 社会参画・多様な活動機会の充実について… 3件

「基本目標6 地域ぐるみで子育てを支援する」に関する意見… 4件

(内訳)

- 子供の安心・安全を守る取組の推進について… 1件
- 子育てしやすい生活環境の整備について … 3件

その他の意見… 3件

(内訳)

- 計画全般について… 1件
- その他について … 2件

2 計画の策定経過

(1) 台東区次世代育成支援地域協議会

年度	回	開催年月日	内容
令和5年度	第1回	令和5年 8月24日(木)	○次世代育成支援に関するニーズ調査の実施について
	第2回	令和6年 1月31日(水)	○次世代育成支援に関するニーズ調査の結果(速報)について
令和6年度	第1回	令和6年 5月14日(火)	○次世代育成支援に関するニーズ調査の結果について
	第2回	令和6年 8月22日(木)	○台東区次世代育成支援計画について
	第3回	令和6年 10月30日(水)	○台東区次世代育成支援計画中間のまとめについて
	第4回	令和7年 1月20日(月)	○台東区次世代育成支援計画(第三期)について

(2) 台東区次世代育成支援計画(第三期)策定庁内検討会

年度	回	開催年月日	内容
令和6年度	第1回	令和6年 4月19日(金)	○台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果報告 ○台東区次世代育成支援計画(第三期)の策定について
	第2回	令和6年 7月10日(水)	○台東区次世代育成支援計画(第二期)について ○台東区次世代育成支援計画(第三期)について
	第3回	令和6年 10月15日(火)	○台東区次世代育成支援計画(第三期)中間のまとめについて ○台東区子ども・子育て支援事業計画について
	第4回	令和7年 1月14日(火)	○台東区次世代育成支援計画(第三期)について

3 台東区次世代育成支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 台東区における、次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、台東区次世代育成支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 次世代育成支援行動計画の基本的な考え方及び体系に関すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画の進捗状況の点検及び施策の評価に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号、第2号及び第3号に定める事項に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 地域団体の代表 12名以内
- (3) 区民委員 2名以内
- (4) 区職員 4名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、協議会を統括し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8条 会議ならびに会議録及び会議にかかる資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、区民部子育て・若者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に対し必要な事項は、委員長が定める。

付則(略)

4 台東区次世代育成支援地域協議会委員名簿

役職	氏名	所属等	備考
委員長	西 智子	元日本女子大学家政学部児童学科 特任教授	
副委員長	堀内 一男	元跡見学園女子大学文学部 教授	令和6年3月31日まで
副委員長	針谷 玲子	白百合女子大学人間総合学部初等教育学科 教授	令和6年4月1日から
委員	松村 純子	台東区町会連合会 女性部常任幹事	
委員	今西 みどり	台東区民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会部会長	
委員	伊藤 玲子	台東区手をつなぐ親の会	
委員	石田 真理子	台東区子供育成活動支援ネットワーク会議 委員長	
委員	古屋 道明	台東区私立保育園連合会 共生保育園 園長	
委員	伊藤 隆	台東区私立幼稚園連合会 蔵前幼稚園 園長	
委員	渡邊 真人	台東区立小学校PTA連合会 会長	令和6年3月31日まで
委員	油木 鉄兵	台東区立小学校PTA連合会 会長	令和6年4月1日から
委員	江川 悦子	台東区青少年委員協議会 副会長	
委員	柴原 公明	下谷医師会 副会長	
委員	桑原 裕美子	浅草医師会 副会長	
委員	小山 康司	東京商工会議所台東支部 事務局長	令和6年3月31日まで
委員	長沼 雄三	東京商工会議所台東支部 青年部 幹事長	令和6年4月1日から
委員	齋藤 守男	連合東京東部ブロック地域協議会 連合台東地区協議会 議長	令和6年3月31日まで
委員	水内 康徳	連合東京東部ブロック地域協議会 連合台東地区協議会 議長	令和6年4月1日から
委員	宇佐見 正人	公募区民	令和6年3月31日まで
委員	鈴木 真代	公募区民	令和6年3月31日まで
委員	今栄 岳人	公募区民	令和6年4月1日から
委員	諏訪 彩乃	公募区民	令和6年4月1日から
委員	鈴木 慎也	区民部長	
委員	高木 明子	健康部長兼台東保健所長	令和6年3月31日まで
委員	水田 渉子	健康部長兼台東保健所長	令和6年4月1日から
委員	前田 幹生	教育委員会事務局次長	

5

台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会設置要綱

令和6年4月10日
6台区子若第100号

（設 置）

第1条 現行の台東区次世代育成支援計画（以下「現行計画」という。）の計画期間の満了に伴い、台東区次世代育成支援計画（第三期）（以下「新計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）現行計画の検証に関すること。
- （2）新計画の策定に関すること。
- （3）その他計画に関する事項

（構 成）

第3条 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 検討会に会長を置き、会長は、区民部長をもって充てる。

（会 長）

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（招集等）

第5条 会長は、検討会を招集する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、必要に応じて検討会の下に作業部会を設置することができる。

（庶 務）

第6条 検討会の庶務は、区民部子育て・若者支援課において処理する。

（委 任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月10日から施行する。

別表（第3条関係）

区民部長
企画財政部企画課長
企画財政部財政課長
区民部子育て・若者支援課長
区民部（仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長
区民部子ども家庭支援センター長
文化産業観光部産業振興課長
福祉部障害福祉課長
福祉部松が谷福祉会館長
福祉部自立支援担当課長
健康部健康課長
健康部保健予防課長
健康部保健サービス課長
教育委員会事務局庶務課長
教育委員会事務局学務課長
教育委員会事務局児童保育課長
教育委員会事務局放課後対策担当課長
教育委員会事務局指導課長
教育委員会事務局教育支援館長

6

台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会委員名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	鈴木 慎也	区民部長	
委員	吉本 由紀	企画財政部企画課長 (企画財政部参事事務取扱)	
委員	高橋 由佳	企画財政部財政課長	
委員	村松 有希	区民部子育て・若者支援課長	
委員	海野 和也	区民部(仮称)北上野二丁目 福祉施設整備担当課長	
委員	田畑 俊典	区民部子ども家庭支援センター長 (児童相談所準備担当兼務)	
委員	三澤 一樹	文化産業観光部産業振興課長	
委員	井上 健	福祉部障害福祉課長	
委員	江口 尚宏	福祉部松が谷福祉会館長	
委員	久木田 太郎	福祉部自立支援担当課長 (保護課長兼務)	
委員	大網 紀恵	健康部健康課長	
委員	水田 涉子	健康部保健予防課長 (健康部長事務取扱)	令和6年5月31日まで
委員	尾本 由美子	健康部保健予防課長 (健康部参事事務取扱)	令和6年6月1日から
委員	篠原 正之	健康部保健サービス課長	
委員	山田 安宏	教育委員会事務局庶務課長	
委員	川田 崇彰	教育委員会事務局学務課長	
委員	大塚 美奈子	教育委員会事務局児童保育課長	
委員	別府 芳隆	教育委員会事務局放課後対策担当課長	
委員	宮脇 隆	教育委員会事務局指導課長	
委員	増嶋 広曜	教育委員会事務局教育支援館長 (教育改革担当課長兼務)	

7 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子供が健やかに成長できるようにとの願いをこめて、平成元年に国連総会において採択されました。日本は平成6年に批准しています。

この条約は前文と本文54条からなり、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。令和6年2月現在、196の国と地域が条約を締結しています。

■条約に定められている4つの権利

権利	内容
生きる権利	すべての子どもの命が守られること。
育つ権利	医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。
守られる権利	暴力や搾取、有害な労働などから守られること。
参加する権利	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

■子どもが持っている権利（「児童の権利に関する条約」一部要約）

- 第6条 すべての子どもは、生きる権利、育つ権利をもつ。
- 第12条 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利をもつ。
- 第19条 親（保護者）による虐待・放任・搾取などから守られる。
- 第27条 心身のすこやかな成長に必要な生活を送ることができる。
- 第28条 教育が受けられる。
- 第31条 休んだり、年齢にふさわしい遊びができる。
- 第34条 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的虐待を受けたりすることのないように守らなければならない。